

平成 29 年 5 月 定例教育委員会

日 時 平成 29 年 5 月 26 日（金）

16 時 50 分～

場 所 市役所 11 階 研修室

出席者

（教育委員）

西本教育長 久田委員 深町委員 合田委員 内海委員

（事務局）

池田教育次長 中原教育次長兼学校教育課長 友永総合教育センター長兼総合教育センター課長 小田副理事兼社会教育課長 吉田総務課長 吉富学校保健課長 前川図書館長 白濱教育センター長 森寄青少年教育センター所長 吉住公民館政策課長 鶴田スポーツ振興課長 松尾総務課長補佐

欠席者

なし

傍聴者 0 名

内 容

(1) 教育長報告

(2) 平成 29 年 3 月分議事録の確認

(3) 議 題

① 佐世保市社会教育委員の委嘱の件

(4) 協議事項

① 包括外部監査結果への対応について

(5) 報告事項

- ① 佐世保市立小学校及び中学校条例の一部改正の 6 月定例市議会提出について
- ② 財産処分の実績について
- ③ 佐世保市立黒島小・中学校に勤務する県費負担教職員が来校者送迎のために自家用自動車を使用する際の燃料給付に関する要綱制定について
- ④ 佐世保市遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱の改正について
- ⑤ 「いのちを見つめる強調月間」について
- ⑥ 平成 29 年度佐世保市中学校体育大会について
- ⑦ 公民館嘱託職員の公募について
- ⑧ 第 2 回図書館まつりについて（報告）
- ⑨ 児童室の行事変更について

(6) その他
なし

◆ 教育長報告

- 4月21日 長崎県市町村教育委員会連合会理事会総会
- 4月23日 第36回佐世保市釜墓地戦没者追悼式
- 4月24日 佐世保市小中学校保健会総会
- 4月25日 佐世保市奨学金選考委員会
- 4月26日 小中合同副校長・教頭研修会
佐世保管工事組合寄付金感謝状贈呈
- 4月29日 アルカスジュニアオーケストラ定期演奏会
- 5月1日 小中合同校長研修会
- 5月8日 歌が浦小学校学校訪問
- 5月9日 吉井北小学校学校訪問
- 5月11日 少年科学館教室指導者委嘱状交付式
- 5月12日 宮中学校学校訪問
- 5月13日 英語プロジェクトキック・オフミーティング
看護の日記念行事
- 5月15日 前期教育委員会
- 5月16日 小学校副校長・教頭研修会
少年補導員永年勤続表彰式
- 5月17日 黒髪小学校学校訪問
- 5月18日 臨時市議会開会
- 5月19日 中学校副校長・教頭研修会
- 5月20日 少年科学教室開講式
- 5月21日 特別支援学校体育祭
- 5月22日 浅子小・中学校学校訪問
- 5月23日 長崎県市町村教育委員会総会／研修会
- 5月24日 祇園中学校学校訪問
あすなろ教室開級式
徳育推進協議会
- 5月26日 黒島小・中学校学校訪問

【西本教育長】

黒島の学校訪問から、続いての開催となり、大変お疲れさまでございます。それでは、5月定例教育委員会を開かせていただきます。

それでは、お手元にありますレジュメに従って進めてまいりたいと思います。

まず、私の報告ということですが、5月は学校訪問も始まりまして、連休明けで、いろいろと子供たちが夏休み明けとか連休明けはちょっと心配なところもありましたが、何事もなく終わったようでございます。

また、議会のほうも新しくなりました。ただ、議長はご案内のとおり市岡議長が再選となっておりますし、副議長は大塚市議ということです。文教厚生委員会は全部かわっております。委員長に森田市議、副委員長に朝長市議、あと、議長経験者の3人、久池井市議、それから浦市議、そして松尾市議、そして久保市議、山下隆良市議、それから

早稲田市議ということです。早速、月曜日に研究会が行われますので、予算を中心に研究会で報告、説明をしたいと思っております。

以上が報告でございます。よろしくお願いいたします。

(2)です。平成29年3月分の議事録の確認をお願いしたいと思いますが、既に議事録につきましてはお手元にお渡ししてあるかと思えます。内容について何かご質疑等ありますでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、3月分の議事録についてはお配りした内容で決定したいと思います。

それでは、(3)の議題に入ります。

まず①です。佐世保市社会教育委員の委嘱の件ということでございます。

事務局からの説明を求めます。

【小田社会教育課長】

社会教育課です。お手元の右上に議題①と書いてある資料をごらんください。議題①の資料の、恐れ入りますが4ページ目を使って説明を申し上げたいと思います。4ページ目に案として、佐世保市社会教育委員名簿という形で書いております。

今回、前任者からの辞職の申し出がありまして、それに代わり、推薦を受けまして、この表の中の網かけの3名の方々に委員の委嘱をお願いしたいという次第でございます。

読み上げますと、学校教育の関係者として、佐世保市小学校長会より迎和人校長の推薦がっております。あと、佐世保市中学校長会から山口政則校長の推薦がっております。社会教育の関係者として、佐世保市PTA連合会から池田利輝氏の推薦がっております。なお、池田利輝氏は、推薦時におきましては佐世保市PTA連合会副会長でございますけれども、明日の総会等によりまして役職がかわられるとお聞きしております。

以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの事務局からの説明について、何かご質疑ありますでしょうか。

【全委員】

なし。

【西本教育長】

もしなければ、今、提案がっておりますように、3名の方について委嘱するという

ことで決定してよろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、決定いたしました。

次、協議事項です。包括外部監査結果についての対応でございます。

事務局のほうからご説明をお願いいたします。学校教育課長。

【中原学校教育課長】

資料といたしましては、協議事項①と書いておりますもの、それから少し厚い「佐世保市いじめ防止基本方針（平成29年5月改定）」としておりますが、正式には6月改定になろうかと思っておりますもの、それともう一つ、さらに分厚い「いじめ防止基本方針＜参考資料＞」と書いておりますもの、その3種類をもとに説明をさせていただきます。

まず、協議事項①をごらんください。

包括外部監査につきまして、指摘事項、意見があったということを前にもお知らせしておりましたが、これについて教育委員会としての考え方、それから対応策、改善策、対応策の実施時期等をまとめております。まず、こちらのほうをご説明したいと思えます。

1番目ですが、文科省調査の手引きの定義に従い、いじめの件数を報告すべきであるという指摘に対しまして、定義を再度学校へ周知し、いじめの認知件数の把握に努めることとし、校長研修会及び副校長・教頭研修会で指導することとしております。文科省の手引き自体は変わっていないのですが、それについて、軽微なものであるとか、即日解決したものというのが件数として上がってこないという実態が包括外部監査の結果に出ておりました。それで、再度この手引きをもとに、明確にこの定義に沿って件数を上げてくださいということを5月、6月の校長会や教頭会等で指導しようと思えます。

これに伴いまして、いじめの認知件数が増えることが予想されます。それは指摘にもあったように、しっかりと定義に基づいて上げるということが第一かと思えますので、28年度のいじめの件数を今調査しておりますけれども、今後は件数が多くなってくるということが考えられます。

2番目です。いじめ連絡協議会、推進委員会には、条例または要綱で定めた本来の業務を行わせるべきであるという指摘がございますが、平成26年に起きました市内の女子高校生殺害事件に関連して、小学生のときにありました異物混入事案はいじめであると私たちは認識しておりました。そうした認識のもと、連絡協議会、推進委員会において客観的な意見をいただく機会を設けましたが、今後も条例または要綱で定めた本来の業務を行っていただくという考えでございます。また、連絡協議会、推進委員会におい

て包括外部監査を受けての対応策、改善策、いじめ防止の基本方針についても意見をいただこうかと思っております。連絡協議会も推進委員会も6月に実施をする予定で今準備を進めているところです。

3番目の意見ですが、市役所ホームページ等からアクセスしやすい工夫をするなど、児童生徒、またはその保護者が相談制度を利用しやすい環境を整備すべきであるという意見がありました。市のホームページのいじめ相談窓口へアクセスしやすい環境を整えるよう今準備をしております。また、保護者宛のいじめ防止リーフレットに記載している相談窓口の周知に努めるようにしたいと思っております。

具体的に言いますと、市のホームページをあけますと、「教育・子育て」というものがございまして。そこを開くと相談窓口へつながるようということで情報政策課と話を詰めております。「いじめ等相談窓口」という、バナーをつくって、そこを開けば相談窓口がすぐ出てくるというふうに改めるように、今、調整をしているところでございます。

また、校長研修会及び副校長・教頭研修会において、保護者宛にいじめ防止リーフレットに記載している相談窓口の周知の徹底を指導しようと思っております。いじめリーフレットは小1、中1の保護者に配っておりますけれども、ほかの学年にも周知をしてくださいというお願いをしようと思っております。これも実施時期は5月と6月です。

4番目の指摘事項です。教育委員会が各学校でのいじめについて点検、充実を行う具体的な制度の設置を早急に行い、その運営を行うべきであるという指摘がありました。

各学校でいじめの点検、充実を行う具体的な制度の設置、運営が行われるよう、佐世保市いじめ防止基本方針にのっとり、指導の徹底を図ってまいりたいと思います。そもそも、このいじめの基本方針には元々記載があったんですけれども、包括外部監査人が学校現場に聞き取っておられるときに、その辺が十分にできてないといった指摘もありましたので、再度この内容を校長研修会、副校長・教頭研修会で周知し、各学校におけるいじめの点検、充実の具体的な制度設置と運営を行うように指導したいと思います。29年の5月、6月にこれも実施をしたいと思います。

具体的な場所といたしましては、こちらのいじめ防止基本方針の表紙をめくっていただいて、目次をお願いいたします。

目次の中ほどに、第2「いじめの防止等のための対策に関する事項」とありまして、その2番目に「いじめの防止等のために学校が実施すべき施策」と書いております。この中に、今言いましたような点検、充実を行うといったところも書き込んでいますので、こういった学校が実施すべき施策というところを中心に、再度、校長研修会、副校長・教頭研修会の中で指導をしていきたいと思っております。

続いて、協議事項①5番目をお願いいたします。

いじめ防止対策推進委員会の活用を図るなどして、いじめ防止等の調査研究や検証について取り組みを行うべきであるという指摘でございました。

それで、いじめ防止対策推進委員会の活用を図るという考え方のもと、いじめ防止対策推進委員会において、いじめ防止のための調査研究や有効な対策の検討に関する取り組みを実施したいと思います。条例の中にも記述がありますので、それに基づいてやっ

ていきたいと思っております。こちら6月に実施をしたいと思っております。

6番目です。学校相互の連携が可能となる具体的な制度の構築、または既存の制度の活用を行い、当該制度につき周知を図るべきであるという指摘がございました。

当該校同士の連携を迅速に図るとともに、既存の制度を活用した連携構築を図っていくという考え方のもと、複数校がかかわるいじめの事案が発生した場合は、当該校同士が迅速に連携を図り対応を行う。これはそもそもなされておりますが、改めて対応を行うよう指導いたします。あわせて、毎月開催されております校長研修会や副校長・教頭研修会を活用し、学校相互の連携構築を図っていくということでお願いをしていこうと思っております。

続いて、7番目でございます。学校いじめ防止基本方針について、ホームページでの公開をしていない学校は速やかに公開すべきであるという指摘に対して、速やかな公開を行わせ、公開を行っていない学校に対して個別の指導を行うということで、3月には一度全部公開されていることを確認しました。今年度についても全て公開されていることを改めて確認いたしました。

これに関連して8番目の指摘ですが、教育委員会は各学校がいじめ防止基本方針に従ったいじめ防止等の対策を行っているか定期的に点検すべきである。また、ホームページ等で当該方針の公開がされているか定期的な確認を行うべきであるという指摘です。

各学校のいじめ防止等の対策やいじめ防止基本方針の公開について、毎年度確認を行っていこうと思っております。そして、学校訪問において各学校のいじめ防止等の対策の点検を行います。また、毎年度初めに、各学校のいじめ防止基本方針がホームページで公開されているか確認を行うということで、既に4月に確認をしておりますので、4月からとしております。

9番目です。教育委員会においてアンケートの内容、統計、保管について一定のルールを策定すべきであるという指摘がございました。

学校におけるアンケート調査の内容、統計、保管等について、佐世保市いじめ防止基本方針に明記し、そして明記したことを校長研修会、副校長・教頭研修会で周知するというようにしています。

いじめ防止基本方針の改訂版の19ページをごらんください。

19ページの下から3行目にアンダーラインを引いております。アンダーラインを引いたところが今回改正したところですが、それでも、「アンケートは、次のことを参考に繰り返し実施し、統計を取り、いじめ防止対策の検証に活用する。なお、児童生徒の卒業までは保管しておく」と明記しております。

20ページのほうに、国立教育政策研究所発行の「生活指導リーフ」というのがありまして、その中にももう少し具体的に書き込んでありましたので、こちらに記載しております。

なお、内容については、2番目ですけれども、「速やかに実施・集計できる、学校独自の簡単なものを、繰り返し定期的に実施することが大切」と。その次ですけれども、「いじめの原因追及や被害者・加害者の特性解明等を目的とした学術調査ではないので、学

年・組・性別のほかには、５項目から１０項目程度の質問で十分」というふうにありますので、この国立教育政策研究所のものを参考に、学校独自で改めて見直してくださいということをお願いしようと思っております。こちらが９番です。

次に１０番目です。各学校のいじめに対する取り組みが計画どおりに進んでいるか等、ＰＤＣＡサイクルを実施していくべきである。その際、必ずしも学校いじめ対策委員会という組織にこだわらず、生徒指導部会等現場が対応しやすい形での制度づくりをしていくことが望ましいという指摘です。

各学校のいじめに対する取り組みがＰＤＣＡサイクルのもと実施されるよう、佐世保市いじめ防止基本方針をもとに指導の徹底を図ってまいりたいと思います。佐世保市いじめ防止基本方針をもとに校長研修会、副校長・教頭研修会で指導を行います。

いじめ防止基本方針の１６ページをお願いいたします。中ほどに（２）とございまして、「いじめ対策委員会の設置」とあります。その中で、役割があって、二つ目の丸の最初です。「各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくなされなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてＰＤＣＡサイクルで検証する」というふうに書いておりますので、ここも改めて確認をしたいと思います。

それから、３１ページをお願いいたします。下の表の（７）のところですよ。この中に「いじめ対策委員会等」を活用し、いじめ防止等の取組についてＰＤＣＡサイクルで検証している」ということをチェックしてくださいというふうにチェックリストにも上げましたので、今後、各学校でもこの辺は徹底できるのではないかと考えております。

協議事項①のほうに戻っていただきまして、最後の１１番です。学校から学校の設置者たる佐世保市に対する報告制度が整備されておらず、早急に当該制度を整備すべきであるという指摘でした。

各学校でいじめが発生したと思われる場合は、速やかに教育委員会に報告する制度を整備するという考え方のもと、佐世保市いじめ防止基本方針に明記するとともに、エクセルシートに記入し、その都度、教育委員会への報告を求める。これも４月に発生した分からの報告を求めるようにしたいと考えております。

いじめ防止基本方針の２１ページをごらんください。中ほどにアンダーラインを引いたところがありますけれども、米印をつけたところです。中ほどちょっと上のほうになりますが、ここに「教育委員会への報告」としてあります。

「児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する」「教頭フォルダのエクセルシートに記載し、その旨を学校教育課（生徒指導担当）へ電話で報告する」ということで、その都度、エクセルシートに記載するような形を、協議事項①の表の３ページ目からになりますけれども、こういった形でエクセルのシートをつくっておきまして、まず、発生した日にち、それから報告日、いじめを受けていると思われる児童生徒の学年、組、氏名、番号を記入します。いじめを受けた子の数が認知件数と

なりますので、ここに番号を振って、最後に整理しやすいようにということで改めて入れております。

そして、いじめの有無ということで、いじめではなかったら、もうこれから先は記入しなくてもいいということで、いじめであった場合にはここに丸をつけて、これから先も記入していくと。そういうエクセルのシートで、その都度入力しておけば、問題行動調査も、その合計だけを出せばいいですので、その都度作成するようにいたしております。

そして、4 ページ目が、いじめがあった場合ですけれども、一番上を見ますと、いじめ発見のきっかけをそれぞれ記入する形です。これも全て問題行動調査の内容とイコールにしております。

次に、5 ページですけれども、いじめられた児童生徒の相談の状況ということで、これも誰に相談したかということで記入していくという形です。

それから6 ページでございますが、いじめの態様ということで、冷やかしのなのか、仲間外れのなのか、金品たかられのなのか、そういったことをこの中に記入していくと。

続いて7 ページですが、いじめられた児童生徒への特別な対応を何かしたか、カウンセリングをしたかとか家庭訪問をしたかとか、そんなことをここに記入していくという形です。

続いて8 ページですけれども、今度はいじめるほうです。いじめるほうの児童生徒について、これも学年等を書きまして、それで、9 ページになりますけれども、いじめる児童生徒への特別な対応を何かしたか。出席停止というものも出てくるかと思うんですけれども、そういったことをこの中に記入していただくようにしています。続いて10 ページですが、いじめる児童生徒に対する関係機関の措置があったのか、警察対応なのか、少年院なのか、そういったところをこちらのほうに記入します。

最後に、市教委確認欄ということで、各学校でいじめと思われるものがあつたら、「ここに記入し、学校教育課の生徒指導担当に電話があつて、生徒指導担当はその内容を確認するという形をとりたいと思います。

これまでは、その都度の報告という形をとっておりました。こちらで校長研修会、副校長・教頭研修会の中で、こんな形をとろうと考えているということで周知をしていきたいと思っております。

それでは、次の「いじめ防止等基本方針」の主なところだけをご説明をしていきたいと思っております。

まず、表紙に「学校からの相談窓口」というのを大きく入れました。包括外部の指摘で、そもそも相談窓口がないということがあり大きく書きました。

1 ページが目次でございますが、今回新たに入れましたのが、第1の中の2番目「いじめ防止等の対策に関する基本理念」、それから5番の「いじめの理解」です。こちらを入れた理由として、2 ページ目の「はじめに」に書いておりますけれども、国の基本的な方針が変わりまして、その中に、さっき言いました2番の「いじめ防止等の対策に関する基本理念」「いじめの理解」が入っておりますので、ここに盛り込んでおります。

続いて、3 ページをお願いいたします。

2 番「いじめ防止等の対策に関する基本理念」を盛り込んでおります。具体的な内容は割愛させていただきます。

4 ページになりますけれども、4 番「いじめの定義」ということで、こちらも新たな書き込みをいたしております。

それから、5 ページ中ほどやや下に少し濃く書いているところですが、「参考資料 1」と書いておりますが、こちらは間違いで、「参考資料 2」でございます。順次「参考資料」と書いておりますものは番号が 1 つずつずれております。今度修正をしたいと思います。

こういう参考資料に基づいて、いじめの定義も考えてくださいということで、もう一つの分厚いほうのこちらの参考資料ですけれども、この分厚いほうの参考資料といじめ防止の基本方針、この二つがあれば、いじめについてはもう対応できる、重大事態があったときも、自殺があったときも対応できるということで、各学校ではこれをもとに対応してもらいたいということでつくったつもりでございます。そういった参考資料も今回新たに入れてみました。

では、6 ページをお願いいたします。

5 番に「いじめの理解」ということで書き込んでおります。内容は割愛させていただきます。

7 ページになりますが、6 番で「いじめの防止等に関する基本的な考え方」、こちらも国の方針に基づきまして、こういう書き込みを入れているところです。

8 ページも同様でございます。

次に 10 ページですけれども、大きく第 2 というところで「いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」ということで、1 番「いじめの防止等のために市が実施すべき施策」、(1)で「いじめ等対策連絡協議会」、(2)で「いじめ防止対策推進委員会」、こちらについてはもう変わっておりません。

続いて、11 ページ、12 ページですが、「組織の設置イメージ」、こちらについても変更はしておりません。

続いて、13 ページですけれども、(3)で「市が実施すべき施策」ということで、こちらでも少し追加で書き込みを入れています。

14 ページも少し追加をしております。

15 ページにも追加をいたしております。

16 ページ、こちらが 2 番で「いじめの防止等のために学校が実施すべき施策」、こちらを特に校長研修会、副校長・教頭研修会の中で再度確認をしていきたいと思っているところです。

17 ページ、18 ページ、アンダーラインのところを追加で書き込んでおります。19 ページ、20 ページにも追加をしております。中身については割愛させていただきます。

それから、21 ページ、22 ページがありまして、23 ページですけれども、少し長

い書き込みになっておりますが、米印で「いじめが解消している状態」ということを書いております。今回、国のほうが新たに、「いじめが解消している状態」というのをこういうふうに定義をしております。

大きくは二つの要件が満たされている必要があるということで、一つ目が「いじめに係る行為が止んでいること」。「止んでいること」というのはどういうことかといいますと、「被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする」ということで今回打ち出されました。したがって、学年が上がったから、そこで解消と見るなよと。進学しても、進学先でそういういじめが続いているような状況であれば、解消したとは言わないということです。この「いじめが解消した」という捉え方が、次の学年まで見ていかないと、解消したとは言えないことになります。

それから、二つ目が「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」、この二つの要件が必要ということです。こちらについては国の方針を記入しているところでございます。

24ページが学校で立てる基本方針の例でございます。

以下、25、26ページ、こちらも学校で立てる分で、27ページもそうです。

28ページからはチェックポイントを書き込んでおります。29、30もチェックポイントです。31ページもチェックポイント、チェックリストになっております。少し修正しております。

そして32ページから、3「重大事態への対処」ということで書き込んでおります。こちらでも幾つか追加をしながら記入したところでございます。33ページ、34ページもアンダーラインの部分が追加をしたところでございます。

35ページ、36ページとあって、37ページが「重大事態発生時のフロー」ということで、38ページの第3、「その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項」ということで、幾つか追加、修正しながら新たな改訂版をつくっていかうと思っております。

参考資料についても、どんな内容かだけを確認したいと思います。参考資料をごらんください。

参考資料1といたしまして「いじめ防止対策推進法」を入れております。参考資料2としまして「いじめの正確な認知に向けた」ということで、こういうものを参考にと、いじめの定義とか正確な認知ということがわかるかと思ひまして、こちらの通知を入れております。参考資料3が「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」で、重大事態が発生したときの参考資料です。参考資料4が「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」ということで、こちらも入れております。参考資料5が「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」ということで、あつてはいけませんが、自殺があつたときの対応ということで、いきなりで慌てないでいように、この参考資料の中でまとめております。参考資料6が「いじめ等の相談窓口」ということで、86ページに入れておりますのでごらんください。一番最後です。

包括外部監査の中でも、こういう相談窓口をもう少し周知すべきであるということで

した。こういう相談窓口がありますということがいじめのリーフレットに入っておりますので、これを全学年の保護者に向けて周知してくださいというお願いを校長研修会、副校長・教頭研修会の中でしていこうかと思っております。

以上でございます。

【西本教育長】

この包括外部監査の結果と、それから対応策、改善策については、6月議会の文教厚生委員会の中で、議案外報告という形で報告することになっておりますので、今日皆様にお渡しして、話がありましたように、13日にご意見等を聞かせていただいて、最終的に報告内容を固めて、それをもって報告しようと思っておりますので、お持ち帰りになられて、中身をごらんになっていただいて、お気づきの点があればご連絡いただければと思います。事前にいただければ13日までには皆様に報告できるような形で整えたいと思っておりますので、よろしゅうございますでしょうか。

【久田委員】

例えば、縦の資料「学校からの相談窓口」のほうの「はじめに」の2ページ、いわゆる包括外部監査で公表されたので改定しますということにやっぱり触れないといけないんでしょうか。

【西本教育長】

何かご意見はありますでしょうか。

【中原学校教育課長】

今、久田委員がおっしゃいましたように、国の方針に基づかない修正は、包括外部監査からの指摘があったものでしたので、触れておくべきかと思ったんですが、入れなくてもいいと考えます。

【西本教育長】

確かに、きっかけにはなっているかと思いますが、いわゆる改正しなければならない直接的な要因とまではいかないのかなという感じもいたしております。ほかの委員のみなさん、いかがでございますか。

【合田委員】

書くなら、「指摘があった」まででしょうね。この下のほうは要らない気がしますね。やっぱりこの包括外部監査人からの指摘や意見を受けたから、修正をしたという風に受け止められますので。

【久田委員】

基本的な大枠の部分というのを、私たちは持っていたわけですね。改定前にしっかりしたものを。

【久田委員】

そして、指摘されたことを、若干そこはわかりにくかったから、「学校からの相談窓口」を書いたよねと。そういうあたりはよかったんですけども、何か今までこの大枠すら全部改定したように受けとめられるのではないかと。基本的に今まであって、ちゃんとしていた、この土台というか基礎的な部分まで何か誤解を受けそうな気がしないでもないかなと。

【合田委員】

そうですね。書く必要がなければ書かずに。

【西本教育長】

それでは、今そういう意見も出ておりますので、「はじめに」は若干検討させていただきます。事務局のほうでまた変えたものをお送りしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【久田委員】

あとは勉強しておきます。

【西本教育長】

それでは、よろしくお願いいたします。

【内海委員】

しっかり読み込まないといけないですね。

【西本教育長】

ほか、ございませんか。よろしゅうございますか。

【合田委員】

一つだけ質問を。協議事項①のホームページからのアクセスというところで、これは、結局、市民である保護者個人が新しくできたバナーにアクセスして、学教に行くんですか。

【中原学校教育課長】

相談窓口へアクセスしたら、参考資料の一番後ろの86ページのほうに。

【合田委員】

わかりました。そっちに行くんですね。そしたら、もうあとの対応はもう。

【中原学校教育課長】

８６ページの中には学校教育課もありますので。

【合田委員】

そしたら、それは８６ページの相談機関一覧がただ出るということですか、バナーをクリックしたら。

【中原学校教育課長】

そうですね。こちらにご連絡いただくと相談ができますということで。

【合田委員】

わかりました。ありがとうございます。内容を書き込めるようになるのかな、それだと対応が大変だなと思ったものですから。わかりました。ありがとうございます。

【西本教育長】

それでは、（５）の報告事項に移りたいと思います。

まず、①佐世保市立小学校及び中学校条例の一部改正の６月定例市議会提出についてということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【吉田総務課長】

佐世保市立小学校及び中学校条例につきましては、先般の教育委員会の議決を受けまして、６月議会のほうに提案する予定としております。

その前回の説明の中で、関連する条例がありますので、それを精査させていただいておりますというご説明を申し上げていたところでございます。その精査が終わりましたので、本日の報告事項の、ページ数でいきますと６ページから新旧対照表を記載しております。

この新旧対照表の６ページ、７ページを過ぎて、８ページから、今回、関連する条例の改正を、この佐世保市立の小・中学校条例の改正の附則として掲載することで、総務部のほうと調整ができました。要は小・中学校条例の改正の中にこの条例も改正しますよというのを書き込むという形の条例改正になります。

８ページの上段のところですが、１５の関連する条例がございました。関連する１５条例として順番に申し上げますと、まず１番、佐世保市附属機関設置条例、２番、佐世保市小・中学校就学等に係る教育支援委員会条例、この２本につきましては、小・中学校に義務教育学校を加えますことによりまして、２番の小・中学校就学等に係る教育支援委員会条例名自体が変わりますので、附属機関のそこの中の文言も変わってきます。

3 番の、通学区域審議会条例につきましては、佐世保市立の小学校、中学校に加えて、PTAも義務教育学校という形になってまいりますので、それに伴います変更、4 番の佐世保市の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例というのは、前の 8 ページ、2 番の条例名が変わることにより変更という形でございます。

次のページに参りまして、5 番の佐世保市学校給食共同調理場条例、いわゆる給食センターの条例でございますが、これは佐世保市内の中に、また義務教育学校ができたということで、所要の改正を入れたというものでございます。

あと 6 番以降 15 番までは、いわゆる使用料の条例です。市民から料金を取るときには使用料の条例を定めるわけですが、その中で、義務教育学校の前期課程の在学学生、これは小学校のことでございますけれども、そういった文言を入れ込んだりという事務的な改正でございます。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明につきまして、何かご質疑等ございますでしょうか。

全部で 15 条例ですね。

【吉田総務課長】

はい。

【西本教育長】

16 ページの一覧表は字が小さいですけれども、一応 15 条例について書いてあります。機械的に変えるということですので、ご了解いただきたいと思います。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

次に、②です。財産処分の実績について、事務局から説明を求めます。

総務課長。

【吉田総務課長】

17 ページに、間違いがございます。

2 番の報告の内容のところですが、失礼しました、28 年、昨年 8 月ですすでに本定例教育委員会の中でご報告申し上げておりました、船越小学校の運動場の端っこのほうを民間の方に売却するという件につきまして、登記等が終了いたしましたので、そのご報告を申し上げているところでございます。

ちなみに、金額といたしましては、18 ページになりますが、売却額 3 万 2,724 円

となります。

【西本教育長】

この項について、ご質疑ありますか。

ないようでしたら、次に参りたいと思います。

③です。佐世保市立黒島小・中学校に勤務する県費負担教職員が来校者送迎のために自家用自動車を使用する際の燃料給付に関する要綱制定についてということでございます。事務局から説明を求めます。

【吉田総務課長】

総務課長です。

この件につきましても、29年3月の定例教育委員会にご報告といえますか、ご相談を申し上げていたところなのですが、市内部でも協議をした結果、黒島島内以外に波及しない形で、なおかつ通常の県費負担教職員の自家用自動車を使用する場合の公務旅行との突合を図りながら要綱を改正したところでございます。

実際、この部分につきましても年間の必要な予算額としては3万円程度でございますが、これによりまして、特に黒島の場合には公共交通機関がない、しかしながら学校の職員が、例えば現在でございますと、私どももよく参るのですが、小・中学校建設の説明会のために教職員の方に港まで送り迎えをしていただく、また、離島であるがゆえに、臨時の方が朝から来られる際に便がないので、教職員の方が迎えに行つてらっしゃるという実情をこれによってカバーできると考えておるところでございます。

こちらにつきましては、29年5月1日から施行し、そこから実施していくというものでございます。

以上、報告でございます。

【西本教育長】

ただいまの報告につきまして、何かご質疑等ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、④です。佐世保市遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱の改正についてでございます。事務局からの説明をお願いいたします。

総務課長。

【吉田総務課長】

こちらにつきましては、新旧対照表、３９ページをごらんいただきたいと思います。

現在、遠距離通学補助金につきましては、施設の国庫負担等に関する法律に基づきまして、施設を廃棄すべき小学校でいけば４キロ以上、中学校で言えば６キロ以上というところを対象に遠距離通学の補助金を交付しているところでございます。

このルールでずっと進んでまいりましたが、実は神浦小学校を平成２８年に合併しておりますが、その旧神浦小学校の校区の中で４キロ未満の方がいらっしゃいました。それは、実はその時点ではなかったんですけれども、今年の４月から入学ということで、こちらにつきましては、やはり小学校の合併の際の協議等の経緯も踏まえまして、現在その区域にお住まいの子が卒業するまでの間は、遠距離通学補助の対象としてバス代を交付するという形で補助金の交付要綱改正をするというものでございます。

【西本教育長】

今の説明について、ご質疑等ございますでしょうか。

【久田委員】

結局、神浦小学校があれば近くでよかったのに、神浦小学校が統合した関係で、４キロには達しないけれども、遠いところに行かざるを得なくなったということでの配慮と受けとめていいわけですね。

【吉田総務課長】

そうでございます。

【西本教育長】

いわゆる閉校という原因で、こういう措置をとるということによろしいんですね。

【吉田総務課長】

はい。閉校に伴う、ほんとうに特別な措置という考え方です。

【西本教育長】

よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは次、⑤です、「いのちを見つめる強調月間」についてということで、学校教育課長。

【中原学校教育課長】

４１ページからお願いいたします。

４１ページには「いのちを見つめる強調月間」実施要項を載せております。本年度も６月の１か月を「いのちを見つめる強調月間」ということで、この実施要項によりまして進めていきたいと思っております。４２ページが、その裏面になります。

続いて、４３ページですが、「いのちを見つめる強調月間」のチラシです。今回は舞の海秀平さんをお呼びいたしまして、６月２５日に実施したいと思っております。ご多用のことかと思いますが、ご出席いただければと思っております。

続いて、４５ページになりますが、こちらがポスター、チラシの配布先と配布部数をまとめたものでございます。説明は割愛させていただきます。

続いて、４６ページでございますが、大久保小学校の「いのちを見つめる集会」が、これも例年に倣って６月１日にあります。９時３５分から１０時２０分の間でございますが、ご都合がつかれますようでしたらご出席いただければということで案内をいたしております。内容はそこに書いていますとおりです。一番下の５番ですけれども、その他ということで記者会見を書いております。こちらも例年どおり大久保小学校での記者会見、午後からは教育委員会、教育長、事務局がする記者会見ということで予定どおり実施をしようと思っております。

以上でございます。

【西本教育長】

「いのちを見つめる強調月間」です。何かご質問は。よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

次に、⑥です。平成２９年度佐世保市中学校体育大会について。

【吉富学校保健課長】

報告事項の⑥、４７ページ、４８ページになりますが、平成２９年度佐世保市中学校体育大会の開催基準を載せております。

続きまして、４９ページ、いよいよ恒例の中学校体育大会が６月１０日から１２日まで開催されます。委員様には案内状をもう差し上げていると思いますが、６月１０日の９時半より開会式がございます。どうかご列席いただいて、ご声援方よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

【西本教育長】

今、中体連についてのご案内がありましたけれども、これについて何かご質疑ございますか。なければ、お時間のあられる方は開会式のほうにお運びいただきたいと思います。それから、今までは1日目の開会式のみに中学校の参加経費の補助をやっておりましたが、今年の補助金の状況はどうですか。

【吉富学校保健課長】

2日目もということで、バス代として180万円計上しております。

【西本教育長】

予算計上して、行っていただきたいと思います。自分の学校の生徒が頑張っているということで、そういう措置をさせていただきました。

次でございます。⑦公民館嘱託職員の公募について、公民館政策課長。

【吉住公民館政策課長】

資料は51ページになります。

地区公民館におきまして、今年7月末日をもって任期満了となる嘱託職員がおります記載の6館につきまして、その補充として、29年8月1日付で採用する公民館嘱託職員を募集するものです。この時期に任期満了となるのは、公民館政策課が機構改革によりまして設置された平成24年8月1日に合わせまして、当時、各公民館の嘱託職員を採用したもので、嘱託職員の雇用上限である5年に達する職員が任期満了となるためでございます。

募集期間につきましては、上段にあります5館については先行して行っておりまして、各館とも5月8日から24日までということとしておりました。下段の柚木地区公民館につきましては準備がおくれましたために、6月5日から23日までとしております。作文等の1次審査、面接による2次審査及び最終結果の通知の日程につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

応募方法や勤務条件につきましては、52ページから54ページに、参考までに南地区公民館の募集要項を載せておりますので、こちらのほうをごらんいただければと思います。

ちなみに応募状況ですけれども、早岐地区公民館が13人、南地区公民館が4人、江上地区公民館が3人、西地区公民館が5人、小佐々地区公民館が3人の応募となっております。

簡単ですけれども、公民館嘱託職員の公募について、以上でございます。

【西本教育長】

これ、年齢制限はないですか。

【吉住公民館政策課長】

ありません。

【西本教育長】

ただいまの公民館嘱託職員の募集ですけれども、何かご質疑等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、⑧です。第2回図書館まつりについて報告です。

【前川図書館長】

報告事項⑧、55ページです。

図書館まつりを5月3日、4日、5日の3日間開催させていただきました。来館者につきましては上の表にあるとおり、3日間の合計で4,841人ということで、昨年が4,611人でしたので、230人5%増の来館をいただきました。

その下にC欄とありますが、それは28年度1年間の1日平均で図書館に来られる方が1,169名ですので、この1日平均と比べましても1.38倍の来館があったということで、大変よかったなと思っております。

写真を12枚載せておりますが、今回の特徴として、9つの個人と団体にボランティアでイベントを開催していただきました。この12枚あるうちの「ビブリオバトル」と「本のコーティング講座」「ブラインドブック・CD貸出」が図書館の主催事業ですけれども、それ以外の9枚の写真はそれぞれボランティアで皆さんがイベントをしていただいたということで、内容も、英語のイベントがあり、音楽のイベントがあり、劇団があり、音楽も三味線があったりギターがあったりということで、また佐世保の桃太郎さんの読み聞かせだったり、おはなし宅急便さんなど、いろいろな皆さんに工夫を凝らしてしていただきました。

次の56ページにアンケートを載せておりますが、305名の方からアンケートを出していただきまして、真ん中の満足度につきましても「満足」「やや満足」を足して7割になっておりますし、「普通」も合わせますと97.3%という評価をいただいておりますので、イベントに参加されなかった方も普通どおり利用できたということで、よかったなと思っております。

それと、一番最後のところで、このアンケートにあわせて、祝日開館、夜間開館の周知度もアンケートをとらせていただきました。「祝日開館と夜間開館のどちらも知っている」「祝日開館は知っていた」「夜間開館は知っていた」を合わせると7割の方に知っていたというのですが、図書館に実際に来ていただいた方の3割が、逆に言えば知らなかったということですので、今後もこの周知は続けて図っていきたいと思

っております。

以上でございます。

【西本教育長】

これにつきまして、何かありますでしょうか。

【合田委員】

イベントの企画とか、このアンケートの分析も素晴らしいと思いますが、問2の「まつりの満足度」のところで、エの「やや不満」と「不満」のこの6名、何か理由はおわかりになりますか。

【前川図書館長】

この欄を書いていた方には、その理由を記載してくださいという欄を設けていたんですけれども、残念ながらこの6名の方は何も書いてなかったので、実態はわかりませんでした。

ただ、「普通」の中に、少し音がうるさかったというのと、スタンプラリーというのをしたんですけれども、それは全部の階でしたんですね。2階でも、閲覧のコーナーも、一般室、児童室、郷土室にもスタンプを置いたんですけれども、そこを子供が走っていったりするので、本を読むときに少し注意が——それがよかったというお客さんもいたんですけれども。久しぶりに子供が元気なのを見てよかったというお客さんの意見もあり、ちょっと自分の集中ができなかったということを、「普通」という答えの中に書いてらっしゃる方はいらっしゃいました。

【合田委員】

わかりました。あともう1点、駐車場の混乱とかはなかったですか。

【前川図書館長】

はい。駐車場もずっと見ながらしていたんですけれども、混み合うこともなく、ほぼうまく、駐車待ちもほとんどなくて、今回はほんとうによかったなと。

【合田委員】

わかりました。ありがとうございます。

【西本教育長】

ほかになれば、次に移りたいと思います。よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

⑨です。児童室の行事変更について。

【前川図書館長】

報告⑨で、最終ページの５７ページです。

これは、図書館の児童室で毎月定例で行っている読み語り等のイベントを変更したいというものです。この資料の中に実施日がありませんが、２９年６月１日、来月から変更したいという内容になります。

図書館では、この名称のところに書いてあるように、四つのイベントをしているんですが、これは年代別に大体区切ってしております。そのため、上からではなくて年代別に説明いたします。

下から二つ目、上から三つ目の「いないいないばあ」が０歳から２歳に向けての絵本を読んだり手遊びをしたりするイベントですけれども、これは毎月第２、第３、第４の木曜日だったものを毎週木曜日ということで拡大したいと思っております。

理由は、図書館ではブックスタートとして４歳児健診の会場で絵本を配ったりして、本への親しみを増すような取り組みをしているのですが、その際に、図書館ではこういうイベントがありますよということをお知らせしています。その効果もあって、赤ちゃんを連れて来ていただけるのですが、たまたま第１、第５の木曜日に来た方が「あら、今日はあってなかったの」と。そういうことを結構耳にするようになったので、この際、全部、毎週木曜日としてしまったほうが皆さんも間違いがないし、乳児からの読書鑑賞の充実のためには拡大したほうがいいんじゃないかということで、これを拡大させていただきたいと思っております。

次の「とことことこ」が、乳児から少し大きくなった二、三歳児を対象とした読み語りのイベントですけれども、これは従来は月１回しかなかったんですけれども、これを毎週土曜日に拡大したいと思っております。これも、ちょうどこの「とことことこ」と、その次の「おはなし会」の間の年代だけが月１回しかなかったということで、ちょっと中が切れてしまうような感じもあったので、これも毎週土曜日に開催するというので、乳児から幼児までのどの年代でも、図書館に来れば、週１回どこかで読み語りがあるような環境にしたいということで拡大をしたいと考えております。

一番上の「おはなし会」ですが、これは幼児を対象に、部屋のドアを閉め切って出入りができない形で、子供たちに集中してもらいながら読み語りをしてもらうというイベントですけれども、これは変更なく、そのまま毎週土曜日開催としております。

最後に、上から２番目の「おたのしみ会」についてですが、これが毎週土曜日から第１日曜日の１１時からの１回だけということで変更します。これは主に工作などを行っている催しなんですけれども、まず、図書館として読書活動に直接かかわる活動の三つのイベントを充実させたいという思いもあって、ここで調整をさせていただいているんですが、逆に月１回にすることでスタッフが工作の準備とかもできるので、より質の高

いサービスができるのではないかとということで、月１回と回数は減りますけれども、質は上げていこうと考えておりまして、このように変更させていただきたいと考えております。

以上でございます。

【西本教育長】

合田委員。

【合田委員】

検討を実施していく中で、ちょっと検討をお願いしたいのが、一番最後の、対象年齢二、三歳からの「とことことこ」です。変更後が１５時から１５時２０分ですね。子育てをしてきた経験上、夕方って何となく子供がぐずり始める時間で、できれば午前中に連れて行って、ご飯を食べさせて、昼寝して、家事をしてという、何となくのお母さんの流れも多いのかなと思うので、参加者数の推移をごらんになって、従来の午前中の時間にしたほうがいいのか検討をお願いできればと思います。ちょっと見守っていただければ。

それともう１点、工作を月１にして質を高めるというのはすばらしいと思います。今、総合教育センターのほうがわりと頑張られて、それこそ質の高い工作教室ですよ。いつも人気なので、アイデアなんか、同じ教育委員会の中ですので、アドバイスなど受けられたらいいかなと思います。

以上です。

【西本教育長】

図書館長。

【前川図書館長】

ご意見ありがとうございます。時間につきましては、逆のご意見を伺うことが多くてですね。

【合田委員】

ああ、逆もありますよね。お昼寝の後とかですね。

【前川図書館長】

そうです。これがいいという意見があったということで午後にしようかということでしたんですけれども、６月、しばらくこれで開催させていただいて、それによってまた。

【合田委員】

そうですね。今度冬になると、日が暮れ始める時間とかあるので、ちょっと１年通し

て様子をごらんになったらいいかなと。

【前川図書館長】

はい。とりあえずこれで始めさせていただきますが、皆様のご意見を聞きながら、またそこはカスタマイズしていきたいと思います。

【合田委員】

うん、いいと思います。お願いします。

【西本教育長】

ありがとうございます。

以上で報告事項を終わります。

その他でございます。その他につきまして1件あるようでございますので、総務課長から説明をお願いいたします。

【吉田総務課長】

急な話で申しわけございませんが、昨日、昨年も寄付をいただいた篤志家から、奨学金に500万円ご寄附をいただけるということで歳入をしたところでございます。大変ありがたいことで、また奨学金のほうに積み上げて、高等教育の推進に使用したいと考えております。

なお、この予算措置についてですが、基金を積むというのは総務費といいまして、財政が担当課になるのですけれども、総務費ですから総務委員会で歳出予算の審議が行われまして、本教育委員会のほうに議案として出すということはないのですが、参考として、また感謝状をお渡ししたりがございまして、昨年からの経緯も含めてまとめたものを、次回の教育委員会の際にご報告という形で掲上させていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

【西本教育長】

補正はいつの補正ですか。

【吉田総務課長】

私どもとしては、歳入だけですので補正の必要がないのですが、歳出予算で、財政の今の考えとしては、おそらく6月に加えるんじゃないかなと思っています。それはそれで別に、こちらが文教厚生委員会の審議案件が増えるというものではないのですが。

【西本教育長】

わかりました。

以上で、5月定例教育委員会の全ての議題につきましてはご審議をいただいたところでございます。

委員さんのほうから何かございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

なければ、5月の定例教育委員会を終わらせていただきたいと思います。

その後、次回開催日程を決定の上、定例会を終了した。 ----- 了 -----